

平成18年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成18年10月16日（月曜日）午後 1時35分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号～議案第3号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 討 論
8. 採 決
9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	岩	澤		正	君
1番	森	本	一	美	君
3番	森	野		正	君
4番	戸	村	庄	治	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	渡	貫	博	孝
副 管 理 者	小	坂	泰	久
収 入 役	大	川	靖	男

○説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	太	田	登 貴 夫
次 長	小	林	一 丈
総 務 課 長	石	原	すみ子
施設管理課長	稻	田	明

○構成市町出席職員

佐 倉 市 経 済 環 境 部 部 長	宮	崎	愛 司
佐 倉 市 経 済 環 境 部 廃 物 対 策 課 課 長	豊	島	力
酒々井町生活 環 境 課 課 長	福	田	和 弘

○議会事務局出席職員氏名

総 務 課 佐 課 長 補	門	山	孝 雄
------------------	---	---	-----

○連絡員

施設管理課
課長補佐 市原敏彦

総務課副主幹
(人事・給与)
係長 秋葉和夫

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時35分)

○議長（望月清義君） これより平成18年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成18年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（望月清義君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時58分

○議長（望月清義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告

○議長（望月清義君） 行政報告について、事務局長、太田登貴夫君より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 行政報告をいたします。

第1点といたしましては、佐倉市、酒々井町清掃組合規約変更についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律（平成18年6月7日法律第53号）が平成19年4月1日から施行されることに伴いまして、当組合規約を変更する必要が生じましたため、現在事務手続を進めております。当組合に該当いたします内容といたしましては、収入役を廃止し会計管理者を置くこと、及び吏員とその他の職員の区分を廃止することが該当いたします。また、この改正にあわせて規約の文言及び字句の整備を行なうものです。

組合規約の改正については、まず当組合を構成いたしております佐倉市及び酒々井町

の合意を得た後、千葉県との事前協議をし、その後佐倉市及び酒々井町の12月議会で議決をいただく予定となっております。資料として、佐倉市、酒々井町清掃組合規約改正案新旧対照表を添付してございます。今後千葉県との協議の中で一部内容に変更が生じる場合がございますが、万全を期して事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご了承ください。

第2点目といたしましては、佐倉市、酒々井町清掃組合と佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との再編統合についてでございます。平成17年12月27日、千葉県主催の一部事務組合の再編統合についての説明会が開催されており、当組合管理者からも葬祭組合と事務統合について検討するように指示がありました。当組合におきましては、現在佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との再編統合についての検討を行っております。平成18年7月から両組合による協議を開催し、同年8月に佐倉市の部課長が同席し、再編統合勉強会を開催いたしました。また、同月には、佐倉市、四街道市及び酒々井町を交え、一部事務組合再編統合準備会議を開催いたしました。一部事務組合の再編統合につきましては、千葉県が提唱する目的と共に事務の統合による経費の節減が図られること等メリットも多く、今後第1回の検討会を10月に開催いたします予定となっております。今後構成市町とも十分協議、検討してまいり所存でございます。協議、検討の状況につきましては、適宜組合議会にご報告させていただきたいと考えております。

第3点目といたしまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般廃棄物処理基本計画策定業務についてでございます。一般廃棄物処理基本計画につきましては、15年程度の長期計画とし、おおむね5年ごとに改定するほか、諸条件に大きな変動があった場合に見直すこととされており、今回今後のごみ処理計画に係る検討の必要性から、平成10年策定の基本計画を見直そうとするものです。基本計画の策定に伴い、施設整備検討委員会を設置し、組合を構成する構成市町の諸計画等との整合性を図り、円滑なごみ処理体制を構築するために委員会の意見を伺い、検討審議を経て計画を取りまとめていくものです。

基本計画の策定手順としては、本年度基本計画作成業務委託契約を締結し、今後のごみ処理に関する構成市町の人口並びにごみ排出量、ごみ処理量等の算定を行います。そのデータをもとに、さらに施設運営方針等における諸条件について施設整備検討委員会にて検討審議を行い、施設整備計画の概要検討を、また財政計画の検討を行います。また処理基本計画を策定するに当たり、佐倉市への移転に伴う概算事業費を算出したところ、別紙のとおり約300億円と膨大であります。また、地元酒々井地域の余熱利用等

さまざまな問題が内在いたしております。

以上、報告をさせていただきまして、今後具体的なごみの排出量の推計に基づく施設整備計画から算出した概算事業費等の資料を作成し、組合議会にてご審議をいただき、組合としての方針を決定してまいりたく考えております。この件につきましては、このようにさまざまな検討が必要なことから、平成18年度内にすべての検討審議を終了し、計画に反映させていくことは困難であり、本年度は人口並びにごみ排出量、ごみ処理量等の推計を行い、数値を確定させ、補正予算にて翌年度へ継続して施設整備検討委員会にて基本計画を取りまとめようとするものです。したがいまして、一般廃棄物処理基本計画作成業務委託の契約期間を翌年度までとする2カ年の継続費を設定いたしまして、委託費の支払いについては、年度割の覚書を締結し、出来高による各年度払いとして予算化をさせていただきたく補正予算をお願いいたしましたく考えております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

続きまして、お手元に配付いたしました資料の2をごらんください。資料の1は組合規約改正の新旧対照表をつけてございます。説明は省略させていただきます。資料の2の説明をいたします。

最初に、佐倉市へ移転した場合の概算事業費、焼却処理施設建設費からA B C D E F、既存施設解体費まで、試算で計約300億円かかります。またそれに伴います起債関係の額を載せてございます。市町村負担金といたしましては、佐倉市が239億2,160万5,000円、酒々井町負担金が23億7,454万7,000円、このような負担割合になっております。

次の表をごらんください。佐倉市、酒々井町負担金想定資料の表でございます。一番左側の現在の建設事業費負担金と事務事業費負担金を並べてございます。備考欄に書いてございますが、当組合の最終処分場が平成26年10月で埋め立てが終了いたしますことから、平成22年度より用地買収、これは2年間にわたり用地買収の予定でございます。また、24年度より最終処分場の建設を2年間にわたり行います。29年度から焼却処理施設の建設、これは3カ年でございます。30年度からは粗大処理施設の建設、これが2カ年でございます。それが終わりまして、平成32年度より新規施設稼働となります。それらの年度別の負担金想定資料でございます。特に佐倉市、酒々井町とも負担金が上がりますのは、平成25年度に佐倉市が22億1,025万6,239円、酒々井町が2億4,798万3,349円、今より大分ふえますが、30年度からは、佐倉市におきましては24億6,000万か

ら約25億1,500万までの負担金が38年度まで負担をするようになってございます。酒々井町も30年度からは2億7,335万、34年度から38年度までは2億7,817万、このような高額な負担割合となります。

以上、簡単な説明でしたが、説明を終わらせていただきます。

○議長（望月清義君） それでは、ただいまの行政報告に関するご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

森本一美君。

○1番（森本一美君） 四街道はという話が出てきたのですけれども、四街道のごみをここまで持つてこようという計画ですか。

○議長（望月清義君） 事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 四街道市さんなのですけれども、今年度は四街道市さんと協議をいたしてございます。協議の内容といたしましては、一緒にやる考えがあるのかどうか、その辺を確認いたしましたら、四街道市は単独で施設をやっていきたいという、一緒になる時期としてはまだ早いという回答が来ております。だから、今のところ四街道市さんを入れてのそういう組合の補正ですか、それは考えてございません。

以上です。

○議長（望月清義君） 岩澤正君。

○2番（岩澤 正君） そういう意味で、2点目ですが、全く構成市町の今のあれでいくと、清掃と葬祭が構成市町が変わり、全く現場が一緒にするわけにはいかない施設ですね。それで一緒になってメリットがあるというのは、どう考えても組合の議員が半分で済むそのくらいなのかなというしかない、そうなると、次の3点目と関連するのですが、今の説明でいくと、移転するのには300億円かかるよと、だから暗に、それならば酒々井でこの施設をずっと使った方が負担金安いですよという説明ですね。前議会までは佐倉市側で用地を探して隨時この施設が老朽化したら移転するよという話でしたね。その検討が、結論がこの18年度ではなかなかできないので、その分施設の計画については来年度に回しますよということですが、そういう点で、これだけでいくと、つまり酒々井も負担が安くなるからこのままでいいのではないかというしかとれないのです。

そうなると、私は地元の人にやっぱり酒々井が継続するのがいいのだよという説明というのは、非常に、金かかるというのはもうわかっていることですよね、移転するのは。

それをあえて承知の上で佐倉市側にしますよと、移転しますよというのがずっと来ているわけです。移転経費というのは、これだけかかるというのは、幾らかかるかは別として、かかるというのはもう当然その時点ではわかっている話ですよね。だから、それを金がかかるから今までという、地元にはそれはストレートではいかないと思うのです。佐倉でどうしても用地が見つからない、建設できない、移転する費用もない、ですから地元の人にも現状でどうかという話でしたら、また地元が協議に乗ってくるかもしれませんけれども、ただ金かかるよというだけでは、では佐倉市は全くこのまでいけば用地を探す気もなければというふうに理解されてしまう、地元の人には。そこを佐倉市側は、当初最大限約束したことを守るために努力したけれどもということがないと、地元にはちょっと、今後金かかるから継続しますよという説明はできないのかなというのが私の意見ですし、地元の人からちらほらそういううわさが聞こえてきて、そういう中ではそういう声が多かったのかなというふうに私は思っているのですが、ちょっとこの文章だけで地元に説明というのはきついのかなというふうに思うのですが。

以上です。

○議長（望月清義君） 管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 次が佐倉市ということは、ここへ移ったときからもうお約束だということで、私も次は佐倉市で土地を見つけようということで当たってきました。ある程度まだ可能性はあるのです。ですから、佐倉市に見つけようということであれば、それは土地がまだ可能性ありますので、すぐ見つけて、ただ費用は、さっきの事務局が出した、そのくらいは見込まれますよということでお話はせざるを得ないということなのです。ですから、私どもどうしても佐倉市に持つていけということであれば、それはそれで当初のお約束でもありますから構いません。

○議長（望月清義君） 事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 私の今の資料の方の説明が、何か岩澤議員さんの方には、佐倉市に移転した場合のお話をいたしましたのですけれども、酒々井町にそういったから残るというような説明はいたしてはおりません。ちょっと私の説明が不十分だったことはおわびしますが、佐倉市に移転の計画で、こういう年度でこれだけのお金がかかりますよと、その負担割合がこのぐらいになりますよ、それを今お話ししたものですから、その辺勘違いなさらないように、私の方の説明の仕方が非常にまずかったと思いますので、よろしくご了承お願ひいたします。

○議長（望月清義君） それに対しては、岩澤議員いかがですか。

岩澤議員。

○2番（岩澤 正君） そういうことであれば、18年度に継続しているのだからね、それはもう少しよく地元のいろいろな意向も配慮しながら、管理者の方でも1年延ばしたわけですから、その辺十分検討していただきたい。早急に結論出すのではなくて、やっぱりそこは慎重に配慮していただきたいなと。今そうではないよと言ったけれども、300億円かかる、いや、それなら少し我慢するかとかということだけしか残らないのかなという、つまり佐倉に移転するという当初の約束が、つまりそれは約束を守るよりも、どうかお願いすれば経費がこれだけ安くなるのだから酒々井にお願いしたいと、こうならないと、やっぱり地元の人は納得できないのかなというふうに私は理解しておりますが、そのことはひとつ伝えておきます。

○議長（望月清義君） 戸村議員。

○4番（戸村庄治君） 今の再編統合問題というのは、現実性がないというふうにさつきの話で受けとめたのだけれども、四街道は清掃関係は独自にやるよと、葬祭事業は今やっているし、この佐倉、酒々井の清掃事業を葬祭組合と統合する、両方同じメンバーなら非常にやりやすいけれども、そういう点では非常に無理があるのではないかなど、無理はやっぱり結局ほころびが生じるから、無理なものを検討したってこれ意味がないのかなというふうに思うのだけれども、県が方針を出せば何でもかんでもそういうことをやるということであってもまずいのではないかと思うのです。ですから、ある程度その見きわめつくわけだから、そういうベースができ上がった段階で検討する、考えるという点で今後進めた方がいいのかなというふうに私は思うのです。その辺はいかがかな、まず伺っておきますが。

○議長（望月清義君） 管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） これは、先ほどもご指摘がありましたように、二つの組合の事務、いわゆる運営そのものを一つにして、処理する内容が別々のものがあるという事例は他県にはあるのです。幾つかの事業内容が違う組合同士が一つの組合を組織してやっているという、これは私どもも衛生施設組合の県外研修のときに愛知県で実際に見せていただいて、そういう資料をいただいてきてはあるのです。結局どこが簡素化されるかというと、先ほどお話をありました議会の議員の数が減るということと、管理者が減るという、そういうところがメリットだろうと言われているのです。そして、議会の議

事内容は、所管する、例えば葬祭のときには葬祭について関係のある議員に対し出しているだけで、その議事を行う、清掃の議案については、清掃にかかわる自治体からの議員においてて審議する、こんなふうにやっているようでございます。ですから、事例としてはありますからできないことではないのですが、県は大変一部事務組合がいっぱいあるものですから、それを何とか整理統合をしてほしいというような指導をしておりますから、県の考え方もよく確かめた上で、やっぱり慎重にこれに対応していく必要がある、そのままのみにはできないかな、こんなふうに考えております。今後とも検討していきます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君。

○4番（戸村庄治君） ぜひそういうふうに慎重に扱ってほしいなど。

それから、今の移転の問題なのですけれども、いろいろな事業計画というのは一たん立てると、金科玉条で絶対計画変えずに初めから最後までやる、こういう傾向が公共事業には強いと言われているのです。だから、その持っている事業の内容がより効率的に、効果的に住民福祉にどう貢献するのかと、こういうところを基本にやっていくべきだ、確かに佐倉で小篠塚でやっていたやつが手狭になったと、次どこへ行くかと、酒々井へ持ってくるには、酒々井も一定期間であると、そういう約束事があったというのは聞いておりますけれども、これはこれで当時大事なお約束事だったのかなというふうに。それから、今でもその約束ですから、これは大事だと思うのです。

しかしながら、その約束事であっても、全体としてやっぱりその約束事をやることが住民福祉にとってどういう効果があるのかと、初めから300億円かかる、あらたな負担がかかるからどうという話、岩澤さんから言われましたけれども、そういう意味も含めつつも、その辺はきっちりやっていただきたい。そうするためには、もちろん佐倉において幾つかの、3カ所の候補地を検討されたという話を伺っています。酒々井は全く候補地ではないということではなくて、やっぱりお考えいただければいいのではないかと私は思うのです。

ですから、そういう点では、直接地元の人たちのご意見大事ですから、十分お伺いしながら、できることならばせっかくの施設でありますので、これを生かすと、処分場については、多少離れてもそれはそれとして処理もできるのではないかというふうな思いもありますし、そういう観点についても総合的にぜひ検討していただいて、岩澤さんも言われたけれども、そんな早く結論出さなくてもいいのではないか、関係住民の皆さん

の十分なご理解を得ながら、ぜひやっていくべきだというふうに思います。その辺いかがかなと思うのですが。

○議長（望月清義君） 管理者、渡貫博孝君。お願いします。

○管理者（渡貫博孝君） 今ご意見をいただいておりますから、これはまた私も事務局ともどもよく内容を伺ったこと確認いたしまして慎重に検討していきたいと、このように考えます。

○議長（望月清義君） 森野正議員。

○3番（森野 正君） 私も今岩澤議員、戸村議員とさほど大きな違いはない意見を持っているのですけれども、過去の約束というのは非常に大切にしなければいけないということは間違いないことなのですけれども、現実に両市町の、例えば今後の財政計画というものがありますね。酒々井町さんの財政計画は私詳しくは存じ上げないのですが、やっぱり佐倉市の財政計画を見ますと、この財政計画と今ここで示された事業費の償還といいますか、負担の推移を見ますと、ちょっとそれは本当に反比例しているのではないかというふうな感を得ました。その辺のところ思うと、やっぱり早急にどうこうということは大変難しい状況だろうというのは私も感覚持っておりますので、そこで管理者、副管理者に、ご感想ということでも構わないのですが、今後の両市町の財政計画と、この事業費とのことにかかわってどのようなお考えがあるのか、ちょっと伺えればと思います。

○議長（望月清義君） ちょっと今管理者、副管理者に、戸村議員からも岩澤議員からもいろいろ意見が出ているし、ひとつ申しわけないのですけれども、管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 渡貫でございます。やはりこの試算で見ていきますと、これは大変膨大な負担になってしまふということで、私どもも佐倉市だけを見ていても、いわゆる市全体の予算のかなりの分がこのごみの処理施設にかかってしまうということが予想されますので、これはとてもこれだけのことを管理していくことは容易ではないな、こんなことが私もこの数字を見ての感想なのです。それでもやらざるを得ないとなれば、どういう形でやるのか。結局限られた財源ですから、結局長い年月かけて、時間かけてやっていくしかないかなと、でもそれでやるとたちまち最初につくったものが老朽化するなということで、非常に今後の財政運営、見通しとしては……（テープ交換）……というような感触を持ちます。

以上です。

○議長（望月清義君） 副管理者、小坂泰久君。お願いします。

○副管理者（小坂泰久君） 酒々井町につきましては、佐倉市さんよりも財政的には厳しい状況でございます。ですので、この計画は処分場が26年で終わりになり、財政計画的には非常に難しいようあります。

以上です。

○議長（望月清義君） ありがとうございます。

森野正君。

○3番（森野 正君） 私も、やはりせっかくですからいかに現実味を帯びた論議ができるかということが大切だと思いますので、やはり腰を据えた論議をじっくりとしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（望月清義君） それでは、改めて貴重なご意見、ご提言まことにありがとうございます。

第1点目の佐倉市、酒々井町清掃組合規約変更につきまして、組合執行部におかれましては、ただいまの議員各位からのご意見等を踏まえ、十分協議、検討して今後の清掃組合事務事業に当たられますよう議長としてもお願いいたします。

第2点目の佐倉市、酒々井町清掃組合と佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との再編統合につきましては、組合の経費削減は構成市町の負担金の削減に反映されることから、この件につきましても構成市町との十分な協議、検討の上今後の清掃組合事務事業に当たられますよう議長としてお願いいたします。

第3点目の佐倉市、酒々井町清掃組合の一般廃棄物処理基本計画の策定につきましては、今後の施設を佐倉市に移転するという清掃組合の方針を決定する大事な問題でございます。組合執行部におかれましては、組合議会でのご提言を受け、負担金の軽減が図られる方策を施設整備検討委員会で検討いただきたいと考えておりますので、討議、検討の状況につきましては、適宜組合議会に報告いただき、審議してまいりたいと思いまことから、議長としてよろしくお願いいたします。

以上、議長として取りまとめさせていただきました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、森野正君、戸村庄治君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（望月清義君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（望月清義君）　日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第3号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（望月清義君）　提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君

○管理者（渡貫博孝君）　管理者の渡貫博孝でございます。

本日佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成17年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定を求めようとするものであります。平成17年度のごみ搬入量は6万1,537.83トンであり、その内訳は、佐倉市5万740.54トン、酒々井町6,869.73トン、そ

の他3,927.56トンであります。その割合は、佐倉市82.46%、酒々井町11.16%、その他6.38%となります。

歳入総額18億9,189万9,246円に対し、歳出総額は18億5,901万5,285円で、歳入歳出差引額3,288万3,961円は、全額翌年度に繰り越しをいたしました。

歳入につきまして主なものは、佐倉市及び酒々井町からの分担金及び負担金14億380万9,000円で、佐倉市負担金は12億5,587万9,000円で89.46%、酒々井町負担金は1億4,793万円で10.54%であります。その他使用料及び手数料3億2,152万8,300円、財産収入36万1,019円、繰入金1,075万1,000円、繰越金4,808万2,153円、諸収入1億736万7,774円であります。

歳出につきましては、議会費として41万189円、総務費として2億686万9,132円、これは議員の給与、共済費等の人物費が主なるものであります。衛生費として12億4,340万6,724円につきましては、ごみの処理、処分に要する経費が主なるものであります。公債費として3億640万4,240円、諸支出金として1億192万5,000円であります。

議案第2号は、平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正につきましては、佐倉市、酒々井町清掃組合行政視察研修及び一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料等に伴うものであります。補正額は2,296万9,000円の追加補正であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,526万7,000円にいたそうとするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳入といたしまして繰入金から491万4,000円を減額し、繰越金に2,788万3,000円を追加しようとするものであります。歳出といたしましては、衛生費から491万4,000円を減額し、議会費に42万4,000円、総務費に125万4,000円、諸支出金に2,620万5,000円を追加しようとするものであります。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合関係市町の負担金割合の改正についてであります。今回の改正は、平成13年10月定例会において可決されました負担金割合の決定に当たり、建設事業費負担金については平成14年度から5年ごとに見直しを図り、実績に基づき精算するものとするという附帯意見がつけられました。これを受け、今年度負担金割合の改正をいたそうとするものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わりります。

先ほど申し上げました中で、総務費として2億686万9,132円、これは「議員の」と読んだということでございますが、「職員の」の誤りでございます。おわびいたしまして訂正をいたします。

◎会議時間の延長

○議長（望月清義君）　この際、時間を延長いたします。

○議長（望月清義君）　それでは、事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君）　事務局長の太田登貴夫でございます。それでは、議案のご説明をいたします。

読み上げさせていただきます。議案第1号 平成17年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年10月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、渡貫博孝。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。早速決算書の内容について説明をいたします。

平成17年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ目をお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金でございます。予算現額、調定額、収入済額、同額の14億380万9,000円でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、手数料として、予算現額3億1,835万5,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の3億2,152万8,300円でございます。

3款財産収入につきましては、予算現額36万円に対しまして、調定額、収入済額同額の36万1,019円でございます。

4款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額同額の1,075万1,000円でございます。

5款繰越金につきましては、予算現額4,808万2,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の4,808万2,153円でございます。

6款諸収入は、1項預金利子と2項雑入で、合わせまして予算現額1億590万4,000円

に対しまして、調定額、収入済額同額の1億736万7,774円でございます。

歳入合計は、予算現額18億8,726万1,000円に対しまして、調定額、収入済額同額の18億9,189万9,246円でございます。予算現額と収入済額との比較は463万8,246円でございます。

2ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費につきましては、予算現額46万2,000円に対しまして、支出済額が41万189円でございます。

2款総務費につきましては、1項総務管理費と2項監査委員費でございまして、予算現額2億754万3,000円に対しまして、支出済額が2億686万9,132円でございます。

3款衛生費につきましては、予算現額12億6,593万9,000円に対しまして、支出済額が12億4,340万6,724円でございます。これにつきましては、不用額が2,253万2,276円でございます。不用額の主なものは需用費と委託料でございます。

4款公債費につきましては、予算現額3億640万5,000円に対しまして、支出済額が3億640万4,240円でございます。

5款諸支出金につきましては、基金費で予算現額、支出済額同額の1億192万5,000円でございます。

歳出合計は、予算現額18億8,726万1,000円に対しまして、支出済額が18億5,901万5,285円で、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、同額の2,824万5,715円でございます。歳入歳出差引残金が3,288万3,961円となり、同額が翌年度へ繰越金となります。

続きまして、佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の説明をいたします。

5ページをお願いします。歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、組織市町負担金の14億380万9,000円でございます。そのうち佐倉市負担金は12億5,587万9,000円で、負担割合89.5%、酒々井町負担金は1億4,793万円で、負担割合10.5%でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。これは清掃手数料3億2,152万8,300円で、ごみ処理手数料でございます。

6ページ、7ページをお願いします。3款財産収入36万1,019円は、財政調整基金積立額9億3,217万1,000円の利子でございます。

4款繰入金1,075万1,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。平成16年度増設事業で、国から借り入れした償還利子分を財政調整基金から繰り入れて財源とした

ものでございます。

次に、5款繰越金4,808万2,153円は、前年度繰越金でございます。

次に、6款諸収入の預金利子1,014円は、歳計金預金利子及び歳計外預金利子でございます。

8ページをお願いいたします。雑入の1億736万6,760円でございますが、備考欄をご覧ください。有価物売払収入6,017万2,688円、産業廃棄物不適正処理箇所支障除去業務委託料3,407万8,800円、これは佐倉市坂戸の木材チップの処分料でございます。売却電力料金837万8,635円は、東京電力へ発電した電気の売り電料でございます。以上が主なものでございます。

歳入合計は18億9,189万9,246円でございます。

11ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費につきましては41万189円で、議員5名の方の議員報酬及び議会運営に要した経費でございます。なお、予備費から1万3,000円充用いたしておりますが、給与構造改革に伴う臨時議会を3月30日に開催したために、費用弁償及び議事録作成費が不足となったものでございます。

15ページをお願いします。2款総務費でございます。総務費の一般管理費につきましては2億681万742円で、これは特別職3名及び一般職職員19名分の人工費と一般管理費でございます。主なものは、給料8,257万6,500円及び職員手当等7,269万4,106円、共済費2,126万4,613円が主なものでございます。

16、17ページをお願いします。報償費14万7,000円は、勤続30年の表彰記念品代2名分でございます。需用費の消耗品費267万3,295円は、事務用品、複写用品、法令追録代、庁内清掃用品、新聞雑誌購読料等でございます。印刷製本費126万7,536円は、組合例規集の加除費でございます。役務費の手数料31万5,512円は、職員の健康診断料21名分でございます。保険料62万8,120円は、連絡車2台及び建物共済費でございます。委託料の警備業務委託料126万円は、管理棟、リサイクルセンター、水処理施設、増設棟玄関の警備業務の委託料でございます。消防設備保守点検業務委託料265万2,300円は、センター全般の消防設備の保守点検業務の委託料でございます。使用料及び賃借料724万4,559円は、コピー、ファックス、パソコン等のオフィス機器の賃借料が主なものでございます。備品購入費の庁用器具費176万7,213円の主なものは、14年間使用していた公用車の買いかえ代で100万2,036円でございます。

18ページをお願いします。監査委員費でございますが、5万8,390円につきましては、

監査委員さんの報酬が主なものでございます。

21ページをお願いします。3款衛生費でございます。衛生費のじん芥処理費につきましては12億4,127万2,078円で、これはごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要した経費でございます。備考欄をごらんください。需用費の光熱水費5,515万8,850円は、電気料金、水道料金、下水道料金でございます。修繕料5,545万9,894円は、ごみ焼却施設及び浸出液処理施設の経年劣化による機器及び設備の交換等に要したものでございます。医薬材料費4,784万8,398円は、ダイオキシン類及び塩化水素除去用の活性炭入り消石灰その他浸出液処理施設用の各種薬品代でございます。自動車需用費326万7,932円は、施設内で使用いたしておりますダンプ、重機等14台の整備費及び燃料費でございます。

次に、委託料の10億6,485万9,299円でございます。委託料につきましては、施設の運転管理等に必要な各種分析調査業務の委託料4,380万6,000円、ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億5,998万2,000円、これにつきましては、焼却施設の24時間の運転及び粗大ごみ処理施設の運転管理等日常点検の整備を含めまして、51名の委託をしております。次に、最終処分場浸出液処理施設運転管理業務委託料1,795万5,000円は2名の委託でございます。22ページ、23ページをお願いします。有価物処理業務委託料3,948万1,724円につきましては、搬入されたごみの中から、鉄、アルミ、カレット、缶等の回収をしております。次に、ごみ焼却処理施設等保守整備業務委託料3億3,999万円、これにつきましては、法定検査等に伴う年次点検、定期点検等を行い、施設の整備を実施しております。次に、焼却灰再生化処理業務委託料2億2,397万4,093円でございます。これにつきましては、市原エコセメントへ灰を搬出いたしましてセメント化するものでございます。なお、焼却灰収集運搬業務委託料につきましては2,634万9,967円で、市原エコセメントまでの運搬業務を委託してございます。

次に、衛生費のセンター運営費でございます。213万4,646円でございます。これは、リサイクルセンターの運営に要した経費でございます。構成市町からの無償譲渡されました放置自転車の整備及び搬入された粗大ごみ等から家具等の再生作業を委託いたしております。主なものといたしましては、委託料198万3,953円でございます。

27ページをお願いいたします。4款公債費でございます。公債費の3億640万4,240円につきましては、国及び県からの借入金の償還元金及び利子でございます。そのうち元金の償還は2億5,037万3,467円でございます。次に、利子につきましては5,603万773円でございます。

31ページをお願いいたします。5款諸支出金1億192万5,000円は、財政調整基金への積立金でございます。

35ページをお願いします。歳出合計は18億5,901万5,285円でございます。

39ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額18億9,189万9,246円に対しまして、歳出総額は18億5,901万5,285円でございます。歳入歳出差引額は3,288万3,961円でございます。

43ページをお願いします。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)、土地及び建物。土地につきましては、酒々井リサイクル文化センターの12万515平方メートル、佐倉清掃工場跡地の1万2,111平方メートル、合わせまして13万2,626平方メートルでございます。建物につきましては、酒々井リサイクル文化センターの1万6,783.61平方メートルと、佐倉清掃工場の事務所棟、管理人棟351.66平方メートルを合わせまして1万7,135.27平方メートルでございます。

2、物品につきましては、貨物車、特殊車、乗用車14台を保有しております。

3、基金につきましては、財政調整基金前年度末の現在高が9億3,217万1,000円でございますが、当該年度中に繰り出ししたもの、あるいは積み立てしたもの、その増減の中で9,117万4,000円が増額になりますが、決算年度末の現在高は10億2,334万5,000円でございます。

以上、平成17年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書につきまして説明をさせていただきました。

次に、主要施策の成果の説明をいたします。2ページをお願いいたします。平成17年度決算総括でございます。平成17年度歳入歳出の決算額は、前年度に比較しますと、歳入で46.7%、歳出で46.9%の減になってございますが、平成14年度から16年度までの継続事業でありますごみ焼却処理施設の増設工事が終了したことによるものが主な要因でございます。

内訳につきましては、3ページをお願いいたします。2、一般会計款別決算額、歳入でございます。平成17年度と16年度の決算額の比較でございますが、主に増設事業関連の財源であります繰入金、国庫支出金、県支出金、組合債が大幅な減となり、総額で16億5,927万3,427円の減額でございます。歳出でございますが、総務費につきましては、育児休業終了による1名の増及び増設に伴う消防設備保守点検業務委託料等で増となっておりますが、総務費以外はすべて減となっております。衛生費が15億5,739万1,657円と

大幅な減額であります。増設工事終了によるものでございます。その他公債費の減につきましては、平成元年度の借り入れ分の償還が終了したことによるものでございます。総額で16億4,407万5,235円の減額でございます。

4ページをお願いします。地方債現在高調書でございます。(1)、目的別の表でございますが、平成17年度末の現在高につきましては34億9,160万4,740円でございます。下段をごらんください。(2)、借り入れ先別の表でございますが、財務省資金運用部が34億8,585万3,418円、県貸付金が575万1,322円でございます。

5ページをお願いします。(二)、主要な施策の成果でございます。議会費につきましては、定例会2回、臨時会3回、全員協議会1回の計6回の会議を開催してございます。

6ページをお願いします。総務費の一般管理費につきましては、特別職3名、一般職職員19名の人物費等でございます。コピー機の買いかえ、また14年間使用した連絡車の買いかえをいたしました。

7ページをお願いします。監査委員費でございます。毎月の例月出納検査及び決算監査、定期監査を実施していただき、適正な会計の処理、事業の執行が行われているか、精査をお願いいたしました。

8ページをお願いします。衛生費、じん芥処理費でございます。佐倉市及び酒々井町から排出される一般廃棄物を適正に処理、処分するため、施設の維持管理を適正に行い、資源の再利用を図り、地域環境の保全に努めました。また、佐倉市及び酒々井町に収集されたごみの焼却処理及び処分を実施いたしました。ごみの搬入量は資料の1として添付させていただいておりますが、平成17年度は6万1,537.83トンの搬入量でございました。施設管理業務の委託料でございますが、10億6,485万9,299円でございます。衛生費の85.8%を占めており、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理業務と施設の保守管理業務が主なものでございます。有価物処理業務委託料は3,948万1,724円でございますが、有価物販売収入につきましては6,017万2,688円で、平成17年度有価物売買実績表を資料の2として添付してございます。

9ページをお願いします。4、備品購入費88万4,950円につきましては、18年間使用いたしました軽トラックの買いかえ費68万2,500円が主なものでございます。

10ページをお願いします。センター運営費でございます。粗大ごみとして処分される家具及び自転車のうち修理可能なものを再生販売いたしております。ごみ減量化あるいはリサイクルに対する啓発、または高齢者に対する就労の場の提供に寄与いたしました。

販売実績につきましては151万1,800円で、平成17年度リサイクルセンター販売集計表を資料の4として添付してございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月清義君） この際、暫時休憩いたします。再開は3時25分から会議を開きます。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

○議長（望月清義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） 続きまして、議案第2号をお願いいたします。

平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお願いします。読み上げさせていただきます。平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）。平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,296万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,526万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費。第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。

平成18年10月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、渡貫博孝。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款繰入金から491万4,000円を減額し、5款繰越金に2,788万3,000円を追加しようとするものでございます。歳入合計既定額18億2,229万8,000円に、補正額2,296万9,000円を追加いたしまして、歳入合計を18億4,526万7,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款議会費に42万4,000円、2款総務費に125万4,000円を追加し、3款衛生費から491万4,000円を減額し、5款諸支出金に2,620万5,000円を追加しようとするものです。歳出合計既定額18億2,229万8,000円に、補正額2,296万9,000円を追加いたしまして、歳出合計を18億4,526万7,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、継続費でございます。3款衛生費、1項清掃費、事業名一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料、総額819万円、平成18年度327万6,000円、平成19年度491万4,000円でございます。

5ページをお願いします。平成18年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては7ページから説明をさせていただきます。7ページをお願いします。2、歳入でございます。4款繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。491万4,000円の減額補正でございます。平成18年度一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料減額分でございます。

5款繰越金、1目繰越金でございます。2,788万3,000円の追加補正でございます。前年度の繰越金でございます。

8ページをお願いします。3、歳出でございます。1款議会費、1目議会費、補正額42万4,000円は、9節旅費の特別旅費で、視察に要する経費でございます。福岡県北九州市の先進施設2カ所の視察予定でございます。視察予定地につきましては、議案第2号添付資料としてお手元に配付してございます。後ほどご説明をさせていただきます。

2款総務費、1目一般管理費、補正額117万円は、9節旅費81万3,000円及び14節使用料及び賃借料29万9,000円につきましては、視察に要する経費でございます。18節備品購入費につきましては、最終処分場及び計量棟で使用いたしております事務用いすを平成19年度に購入予定いたしておりましたが、使用に耐えない状態になりましたため、本年度に購入させていただきたく計上させていただきました。

2項監査委員費8万4,000円につきましては、9節旅費の特別旅費で、監査委員の方にも議員視察に同行いただく予定でございます。

3款衛生費の補正額491万4,000円の減額につきましては、平成18年度当初予算に一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料819万円を計上いたしておりましたが、平成18年度内に施設整備検討委員会においてすべての検討審議を終了し、計画に反映させていくことが困難であり、このことから当初予算に計上いたしました819万円すべてを減額し、新たに継続費として設定し、平成18年度分の一般廃棄物処理基本計画作成業務委託料を327万6,000円とし、残りの491万4,000円を平成19年度分とするため減額いたそうとするものです。

9ページをお願いします。5款諸支出金、補正額2,620万5,000円は、前年度繰越金の一部を積み立てたそうとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第2号の説明をさせていただきました。

それでは、続きまして、議案第2号の添付資料のご説明をいたします。お手元にご配付の議案第2号補正予算案視察予定地の添付資料をごらんください。このたびの補正予算に計上させていただきました行政視察についてでございます。この行政視察予定地につきましては、福岡県北九州市にございます2カ所の施設を予定いたしております。1カ所目は北九州市エコタウンセンターでございます。エコタウン事業としてあらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすることを目指し、資源循環型社会の構築を図る事業として、リサイクル工場や研究施設などを集め、全国初のエコタウンセンターとして平成13年6月に開所しております。施設としては、行政、企業、大学の連携により、最先端の廃棄物処理技術やリサイクル技術を実証的に研究する実証研究エリア及びペットボトル、OA機器、自動車、家電、蛍光管、医療用具、建設混合廃棄物、非鉄金属の各リサイクル事業から成る総合環境コンビナート、また食用油、洗浄液、プラスチック、古紙、空き缶等の各リサイクル事業から成り、日々リサイクル団地で構成され、事業の推進に当たっては、産学官で構成する北九州市環境産業推進会議において基本的な取り組みの方向を定め、環境政策と産業政策を統合した独自の地域政策を展開している先進施設でございます。

2カ所目は、新門司工場でございます。現在の新門司工場は、昭和52年に稼働し30年が経過していることから、工場の建てかえを行っているところでございます。事業の概要でございますが、工事期間は平成15年度から18年度までの4カ年で、平成19年1月ごろに試運転を行う予定ということでございます。処理能力は、日量240トン、3炉で720トンでございます。処理方式はシャフト式ガス化溶融炉で、工事費は約230億円ということでございます。この施設の特徴は、工場の排ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物等を法の基準によりさらに厳しい規準値以下に抑え、特にダイオキシン類については燃焼温度を850度C以上とし、発生抑制するとともに、発生したダイオキシン類は、触媒反応塔で除去するということでございます。また、焼却灰については溶融物として資源化し、アスファルト舗装材やブロックとして有効利用を図り、ごみの焼却エネルギーを活用して発電をし、発電した電気は工場内や隣接する市の施設で使用し、余った電気は電力会社に売り電をするということでございます。

以上、簡単でございますが、2カ所の視察予定施設の説明を終わります。なお、視察につきましては、今議会でご了承をいただいた後、日程、行程等を早急に準備し、議員

の皆様のご意見を伺う予定でございます。

続きまして、議案第3号をお願いいたします。議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合関係市町の負担金割合の改正について、佐倉市、酒々井町清掃組合規約（昭和40年清掃組合規約第1号）第12条第2項の規定により、佐倉市、酒々井町清掃組合関係市町の負担金割合を別紙のとおり改正したいので議会の議決を求める。

平成18年10月16日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合、管理者、渡貫博孝。

次ページをお願いいたします。1、負担金割合。1、負担金は事務事業費負担金及び建設事業費負担金とする。2、事務事業費負担金は、建設事業費負担金以外の経費とし、次で得られるそれぞれの金額の合算額とする。①、人口割5割（次年度予算編成時における当該年度10月1日現在の住民基本台帳人口）、②、利用割5割（次年度予算編成時に把握し得る過去1年間のごみの搬入量）。3、建設事業費負担金は、投資的経費及び公債費とし、次のとおりとする。人口割（次年度予算編成時における当該年度10月1日現在の住民基本台帳人口）。4、負担金割合の算定は、小数第3位を四捨五入して得られる小数第2位までの数値とする。ただし、小数第3位が同数の場合は第3位までの数値で得られた割合とする。

2、実施時期、平成19年度負担金から適用する。

現在の負担金割合は、平成13年10月の定例会において可決されましたが、負担金割合を決定するに当たり、建設事業費負担金について、平成14年度から5年ごとに見直しを図り、実績に基づき精算するものとするという附帯意見がつけられました。このことに基づき、平成18年2月の組合議会において、平成18年度の当初予算の構成市町負担金にて負担金の調整をいたしました。また、平成19年度以降の負担金については、平成18年2月の全員協議会において、管理者から、精算が発生することのないように、予算編成年度の10月1日現在の住民基本台帳の人口を使用すること及び平成18年度中に負担割の改正をいたしたいという説明がなされました。また、同日開催されました議会においては、議員の方からも平成18年度中の改正を着実にお願いいたしたいというご意見をちょうだいいたしました。以上のことから、議案として提案をいたしたものでございます。

以上で議案第3号についての説明を終わります。雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（望月清義君） これより質疑を行います。

岩澤正君。

○2番（岩澤 正君） 議案第1号ですが、光熱水費の内訳を教えてください。それは一つは電気が売電が八百幾らありましたけれども、総額どのくらい発電して、使用したのはどのくらいなのかというのが知りたいなと思います。

それから、施設管理の業務委託が毎回出ると思うのですが、17年度、今までと多分同じ業者だと思うのですが、いろいろなところで委託料軽減しているということでしたが、17年度どういう状況だったのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（望月清義君） 事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） お答えをいたします。

1点目でございますが、光熱水費の内訳ということで、光熱水費がトータルで5,515万8,850円ですが、そのうち電気使用料が4,188万9,734円、上水道料金1,213万2,792円、下水道料金113万6,324円でございます。全体の電気料の売り電あと発電した料金というのは、ちょっと……

○議長（望月清義君） 施設管理課長、稻田明君。

○施設管理課長（稻田 明君） それでは、補足させていただきます。

発電と庁内使用、補足させていただきます。発電で、これを換算したときに約1億5,000万でございます。それに八百何万が売り電ということで、それは単純に東京電力側へ売った電力料でございます。したがいまして、ここで今光熱費の内訳として、電気代が四千何百万という形がありましたけれども、それにつきましては、発電がなければそれがまた上乗せになるということで、約2億円近く電気代としてはかかるという形になります。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 岩澤正君。

○2番（岩澤 正君） 売り電が出るというのは、売った値段が出るというのはどういう意味なのか、発電したよりも電気料が多く使うわけでしょう。

○議長（望月清義君） 施設管理課長、稻田明君。

○施設管理課長（稻田 明君） 出力が2,500キロワットという発電機でございまして、これが始終2,500キロワットを発電できれば東京電力から購入する電力はないわけですから、ご承知のように4炉ございますけれども、炉の運転というものは毎日のようにその運用が変わっております。日量に直しますと、大体140トン、これを平均して1日

当たり焼却しております。したがいまして、100トンプラス60トンのとき、これが一番多いということでございますから、それでいきますと、2,500キロの発電能力に対して約1,200キロぐらいの発電しかできていないと。年末年始等ごみが多いとき、こういうときには100トン炉を2炉運転、あるいは60トンのをプラス1炉運転の3炉運転、こういう形になりますと、2,500キロのフル稼働となりますから、使う電力が1,500キロとしたときに1,000キロは売れるという状況が生まれます。そういう内容でございます。

○議長（望月清義君） 事務局長、太田登貴夫君。

○事務局長（太田登貴夫君） あともう一点の平成17年度の委託料関係の契約でございますが、これは17年度は議員さん言われるように随意契約がほとんどございました。

以上です。

○議長（望月清義君） 森野正君。

○3番（森野 正君） 1号議案の中で、一括して3号も一緒でよろしいですか。

○議長（望月清義君） はい。

○3番（森野 正君） 1号の方から先にちょっとお伺いしますけれども、清掃債のうちの財務省の資金運用部の債券、この利率をちょっと念のため伺いたいということと、それが1点と、議案第3号の負担金の改正の議案と、きょうちょっと先にご報告いただきました規約改正案の件との関係をちょっと聞き忘れましたので、3号議案の組合規約の負担割合は議決なのですけれども、報告にある規約改正案の今後こういうふうにしたいという意味だったのか、ちょっと聞き忘れたので、それもあわせて伺います。

○議長（望月清義君） 総務課長、石原すみ子君。

○総務課長（石原すみ子君） それでは、財務省の借り入れの利率でございますけれども、平成3年の埋め立てに借り入れしたものは年5.5%、平成4年の埋め立てに借り入れしたものが年4.4%、10年の改造に借り入れしたものが年2.1%、次の11年の改造に伴いましたものが年2%、12年の改造に借り入れしたものが年1.6%、あと14年の焼却が年0.6%、15年の焼却が年1.5%、16年の焼却が1.4%でございます。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 次長、小林一丈君。

○次長（小林一丈君） 2点目の規約改正案の件でございますけれども、この件につきましては、先ほど行政報告の中でも報告させていただきましたように、自治法の一部を改正する法律、これが施行されましたことに伴いまして、組合規約の変更の必要性が生

じております。ということで、今後の構成市町の12月議会で議決をいただきまして、県の方に届け出をしたいということでございます。

それと、議案第3号の負担金割合の件でございます。こちらにつきましては、現在先ほど事務局からの説明がありましたように、現状では今後とも負担金の精算が発生してしまう状況にあるということでございまして、これを負担金の精算が発生しないような形に改正をさせていただきたいということでの議案提案でございます。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 森野正君。

○3番（森野 正君） ちょっと理解不足で済みません。この清掃組合議会で議案第3号は議決するのですけれども、もう一つの報告事項の組合規約の改正については、各該当市町村での議決になるのですか、ここでの議決はしなくていいということですか。

○次長（小林一丈君） そういうことでございます。

○議長（望月清義君） ほかにどうぞ。

戸村庄治君。

○4番（戸村庄治君） 視察ですけれども、溶融炉という、何でも見て実際に理解することは大事なことで、それはそれでいいのですが、溶融炉というと、かなりのものを入れて何でも処理してしまう。だから、溶融炉そのものは残渣物は出さずに再利用ができるというけれども、そういう利用が中心になってしまって、いわばリサイクルという、そういうことがごみ収集の過程の中で、言ってみれば必要なくなると、一面ではそういうことがあり得るわけですよね。だから、どういう意図で溶融炉、今後は溶融炉だと、当組合も溶融炉やろうと、こういう話があったぐらいだから、やっぱり再度今後炉の関係で言えばやっぱり溶融炉だというような、一つの研究課題という形で、とりあえず現状どれほどの能力や実際の運用の中で問題があるのかということを知るのは悪いことはないのだけれども、取り上げた意図というのはどこにあるのかなどと、ちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（望月清義君） 管理者、渡貫博孝君。

○管理者（渡貫博孝君） 最終処分場がやはりいっぱいになってしまう。何とか埋め立ての量を少なくする方法はないか、そのためにはということで、これはひとつ検討の価値があるということでございます。

○議長（望月清義君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（望月清義君） 質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（望月清義君） 討論はなしとのことであります。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（望月清義君） 以上をもちまして、平成18年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時05分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議長 望月清義

署名議員 森野正

署名議員 戸村庄治